

## 新車販売実績報告書

|                             |                                           |
|-----------------------------|-------------------------------------------|
| ( 宛 先 ) 京 都 市 長             | 平成 29 年 7 月 22 日                          |
| 報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) | 報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)                 |
| 京都市南区吉祥院蔭絵南町1番地             | 株式会社ヤナセ京都支店<br>支店長 中 谷 良 弘<br>電話 671-1181 |

京都市地球温暖化対策条例第25条第3項の規定により報告します。

|                                                            |                                                            |                                                             |             |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------|
| 販売した新車の台数                                                  |                                                            | 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの①                                   | 0 台         |
|                                                            | 温室効果ガスを排出しない自動車                                            | 燃 料 電 池 自 動 車 ②                                             | 0 台         |
|                                                            |                                                            | 合 計 ③ ( ① + ② )                                             | 0 台         |
|                                                            | 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車                                     | 電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの④                  | 1 台         |
|                                                            |                                                            | 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車⑤                                 | 0 台         |
|                                                            |                                                            | 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑥ | 520 台       |
|                                                            |                                                            | 合 計 ⑦ ( ④ + ⑤ + ⑥ )                                         | 521 台       |
| 販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車以外のものの合計⑧ |                                                            | 90 台                                                        |             |
| 合 計 ( ③ + ⑦ + ⑧ )                                          |                                                            | 611 台                                                       |             |
| 販売した新車1台当たりの燃料消費効率                                         | 販売した新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車以外のもの |                                                             | キロメートル      |
|                                                            | 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車                                     | 電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもの⑨                  | 13.9 キロメートル |
|                                                            |                                                            | 揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車（燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。）⑩ | 16.2 キロメートル |
|                                                            |                                                            | ⑨及び⑩の自動車を併せた燃料消費効率                                          |             |

注1 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

4 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。